



2021年 7月 7日
サンワコムシスエンジニアリング株式会社

関東総合通信局からの行政処分について

サンワコムシスエンジニアリングは、関東総合通信局より、電波法第24条に基づき、令和3年7月8日から同年8月9日までの33日間の業務停止命令及び業務改善命令の行政処分の通知を受けました。

(違反事項)

・無線局の検査のために作成する点検結果を記載した書類(点検結果通知書)を事実とは異なる内容で免許人へ通知した。

今回の事案に関しまして、関係各位には多大なご迷惑、ご心配をおかけすることになりましたことを深くお詫び申し上げます。

サンワコムシスエンジニアリングは、今回の行政処分を厳粛に受け止め、チェック体制の強化を含めた作業フローの改善等、再発防止策の徹底を図り、今後、同様の事案を二度と発生させないよう、お客様の信頼回復に努めてまいります。

【本件に関するお問合せ先】

サンワコムシスエンジニアリング
総務人事部広報担当 酒井・石渡
TEL : 03-6365-3111

ニュースリリースに記載されている内容は、報道発表時のものです。
最新の情報と内容が異なる場合がございますので、あらかじめご了承ください。